

麻薬取扱者免許申請等における必要書類等一覧

		麻薬施用者免許申請	麻薬管理者免許申請	麻薬研究者免許申請	麻薬小売業者免許申請	麻薬卸売業者免許申請	麻薬取扱者免許証記載事項変更届	麻薬取扱者免許再交付申請	麻薬取扱者免許証返納届	麻薬取扱者業務廃止届	麻薬卸売（小売）業者役員変更届
手数料		4,000円				14,800円	不要	2,800円	不要	不要	不要
申請届出書様式		様式第1号					様式第2号	様式第3号	様式第4号	様式第7号	様式第8号
書類	1 医師の診断書 ※1	○	○	○	○ ※2	○ ※2					△（新役員のみ）
	2 資格を証する免許証、許可証の写し又は原本の提示	免許証 ※8	免許証 ※8		許可証 ※3	許可証 ※8					
	3 麻薬金庫の位置を図示した平面図及び構造・設備を示すもの ※9			○ ※8	○ ※8, 10	○ ※8					
	4 麻薬関係業務を行う役員の組織図				○ ※4	○ ※4					○ ※4
	5 履歴書			○							
	6 研究計画書、設置者の研究同意書及び研究施設の概要			○							
	7 現在所有の麻薬免許証						○	○	○ ※5	○ ※5	
	8 その他						△ ※6	紛失の場合 合理理由書			
	9 提出期限						15日以内	15日以内	15日以内	15日以内	すみやかに
提出先 必要部数	【以下の提出先に必要部数を提出してください。】 ※7 熊本市内の業務所は、健康福祉部健康局薬務衛生課へ1部提出すること。 熊本市以外の業務所は、管轄の県保健所へ2部提出すること。 （ただし、施用者及び管理者の各種免許申請、小売業者の継続申請、各種届は1部提出でよい。）										

※1 診断書及び登記事項証明書等は、発行から1カ月以内を目安として最長でも3カ月以内のものを添付してください。なお、提出書類に関しては現状と相違ないものを提出してください。

※2 申請者が法人にあっては、麻薬関係業務を行う役員全員分の診断書が必要です。

※3 熊本市内の業務所において、熊本市保健所に薬局開設許可を申請中の場合は、薬局開設許可を申請中である旨を申請書の備考欄に記載したうえ、薬局開設許可申請書の写し（熊本市保健所の受付

印があるもの)等、薬局開設の許可申請中であることを証する書類を添付してください。薬局開設許可証が届き次第、その写しを提出してください。

- ※4 業務を行う役員が明示されている組織図に代表取締役等の最高責任者による事実に相違ない旨の証明がされたものです。ただし、その提出が難しい場合は、登記事項証明書又は定款(原本証明された写し)を提出してください。また、組織図については、P7の例を参考に作成してください。
- ※5 免許証の返納届や業務廃止届を提出する際に、免許証を紛失している場合は再交付申請が必要です。
- ※6 婚姻等による氏名変更時は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、医師免許証等書換交付申請書(受付印があるもの)、又は住民票(いずれも写し)を添付してください。
- ※7 直接提出先に持参するか、郵送により提出してください。
なお、郵送での提出の場合は、簡易書留等の送付記録が残る方法とし、手数料が必要なものについては、その金額分の熊本県収入証紙(印紙ではありませんので間違えないよう注意してください。)を貼付したうえで郵送してください。
また、免許証の返送を希望する場合は、簡易書留相当分の切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。
- ※8 継続申請の場合は不要です。
- ※9 「麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図」は、平面図に麻薬金庫等の位置を図示したもの。「当該施設の構造・設備を示すもの」は、麻薬金庫の写真
- ※10 薬局開設許可申請で、県保健所に麻薬貯蔵施設の位置を図示した見取図を提出済みである場合は、麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図の添付は不要です。